

食品表示へのデジタルツール活用における議論すべき技術的な課題

令和7年7月 消費者庁食品表示課

目次

- 1 技術的な課題その① 制度運用のためのメリット・デメリット、制度上求めるべき水準の整理 (方向性の議論)
- 2 技術的な課題その② 表示のためのデータは一元管理にするか、分散管理にするか (管理方法の議論)
- 3 技術的な課題その③ 消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするか (実施方法の議論)
- 4 制度実現に向けて考えられる詳細な課題
 - ① 1対1対応の具体的方法
 - ② 保管すべき表示データの範囲
 - ③ 広告などその他の情報との棲み分けルール
 - ④ 監視可能性についてのルール作り

1 技術的な課題その① 制度運用のためのメリット・デメリット、 制度上求めるべき水準の整理(方向性の議論)

1 制度運用のためのメリット・デメリット

	メリット		デメリット
	デジタル表示	付加価値の提供・利用	コスト等
消費者	 容器包装への義務表示事項をデジタル表示に代替することにより、容器包装上に残す、安全等に関する表示がより見やすく表示できる可能性がある デジタル表示に代替する義務表示を統一フォーマット化することで、商品ごとの表示の内容が比べやすく、見やすくなる可能性がある 	 個人ごとの具体的な目的によるカスタマイズが可能となる(例:文字の拡大、外国語表記への変換、アレルギーのアラート機能など) 文字以外に画像、動画等(例:ピクトグラム、調理方法動画)で任意に情報を表示できるようになり、分かりやすく表示することが可能となる 容器包装への義務表示以上の情報が公開される可能性がある 	 スマホ等のデジタル端末がないとデジタル表示に代替した表示が確認できなくなる スマホ等を商品にかざす必要があり、情報を得るための一手間が増える ネット回線に不具合が生じたときにデジタル表示に代替した表示が確認できなくなる スマホ等の通信費用が発生する 食品表示を目的をもって見たい人しか見なくなる可能性がある
事業者	 あらかじめ容器包装に表示することが必要なくなることにより、原材料の重量順や原料原産地等の変更などによる包材の変更が必要なくなり、包材に縛られない原料調達が可能となる可能性がある デジタル表示に代替することにより、容器包装上の表示ミスによる商品回収の軽減につながる 	 商品によっては、ラベルの縮小化による環境負荷削減が可能となる(例:飲料、お弁当、惣菜) デジタルで消費者が商品にアクセスすることで、消費者の関心がどこにあるのか調べられ、マーケティングに活用できる 事業者が提供したい情報もあわせて提供することが可能となる(例:レシピ情報、キャンペーンの告知等) 	 デジタル表示を管理するための費用・人事が必要となる (例:常時デジタル表示が確認できるデータベースの維持・管理、変更ごとのデータの更新、問合せ等に関する サポート体制等) 行政による監視の実行可能性を考慮し、デジタル表示 する際に、表示内容に変更があった場合の変更履歴を 確認できる仕組みを用意する必要がある

1 制度上求めるべき水準の整理

	システム導入事業者	システム未導入事業者
情報の管理方法	・システムを用いてデータの作成・管理をしている	・Excel、Word、手書きの伝票等の紙媒体等
	使用システムは、システム会社の提供するものである場合と、自	
	社システムの場合がある	
食品製造事業者が小売事業者へ情報	①システムに入力したデータを、小売事業者が指定するフォーマッ	・Excel等の商品規格書をメールに添付して提供するか、紙媒体
提供する場合の方法	トに自動変換。CSVファイル等で出力し、メールで送付	をFAXで提供する
	②食品製造事業者が使用しているシステムと小売事業者が使用	
	しているシステム同士(異なるシステム)で受け渡す	
	③食品製造事業者が使用しているシステムと小売事業者が使用	
	しているシステム同士(同一システム)で受け渡す	
システム導入事業者を対象とした場合	システム導入事業者をターゲットとした場合	システム未導入事業者もターゲットにする場合
又は、	<メリット>	<メリット>
システム未導入事業 者も対象とした場合	●既存のデータをそのまま使用するため、データの再入力等の手	●全ての事業者が利用できるようになり、デジタル表示が進む
のメリット・デメリット	間がない	
	●義務表示以上の情報であっても、システムに入っている情報で	<デメリット>
	あれば、ある程度は容易に提供できるため、拡張性のある制度	■一からデータを用意する必要があるため、コストがかかる
	となる	■事業者によって準備できる情報が異なるため、提供できる情報
	●デジタル表示を行うには商品情報を準備する必要があるので、	が必要最低限となり、拡張性がなくなる
	結果として各事業者が保有する情報のレベルが上がる	■そもそも、データがないので分散管理の対応が難しい
	<デメリット>	
	■利用者が限られデジタル表示が進まない	

(参考) 情報の受け渡しの考えられるパターン例

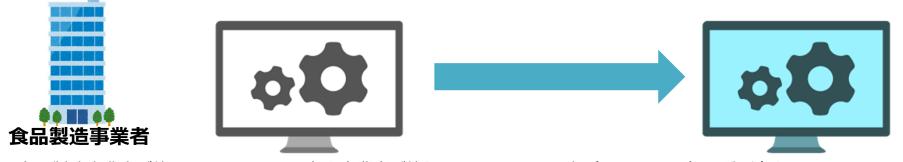
①システムに入力したデータを、小売事業者が指定するフォーマットに自動変換。CSVファイル等で出力し、メールで送付





小売事業者

②食品製造事業者が使用しているシステムと小売事業者が使用しているシステム同士(異なるシステム)で受け渡す





小売事業者

③食品製造事業者が使用しているシステムと小売事業者が使用しているシステム同士(同一システム)で受け渡す









小売事業者

④Excel等の商品規格書をメールに添付して提供するか、紙媒体をFAXで提供する











紙もしくは自社システムでの保存



小売事業者

1 制度上求めるべき水準の整理

現在、食品表示法に基づく加工食品への義務表示は、容器包装に表示することを求めている。 本検討は、コーデックスでの検討状況等を踏まえ、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進めているものである。

前提として、食品表示は容器包装に表示することを原則とするものの、本制度は義務表示の一部をデジタル表示に代替するものであり、デジタル表示を利用するかは、事業者の実行可能性を踏まえ、「任意」として検討するものである。そのため、デジタル表示を認めることとした場合、

- ① 従前のとおり、容器包装へ義務表示事項の全てを表示する場合
- ② 容器包装上の表示の一部をデジタル表示へ代替する場合
- の2パターンの商品が流通することとなる。



本制度において、デジタルを活用した表示を行うか否かは事業者に委ねられることから、 制度上求める水準は、全ての者が実行可能なものを想定するものではなく、 現時点で対応可能な、既にシステム等を導入し、表示内容をデータ化している(デジタル表示を実施するため新たに 表示内容をデータ化する者を含む。)者を対象としてはどうか。 2 技術的な課題その② 表示のためのデータは一元管理にするか、 分散管理にするか(管理方法の議論)

2 データ管理方法の一元管理、分散管理とは

	データ管理模式図	概要説明	データ管理者
一元管理	食品製造 事業者A 食品製造 事業者B 食品製造 事業者X 食品製造 事業者X 食品製造 事業者X	食品製造事業者が、国等が管理する1つのデータベースにデータを登録し保管する	国又は任意の団体
分散管理	食品製造事業者A アブリベンダー 会品製造事業者X 会品製造事業者X EC EC	各食品製造事業者が国等が規定する一定のルール(データフォーマットや利用方法)に従い、自らのデータベース等の任意の場所に保管する	食品製造事業者 又は分散管理環境 下で独自に集約する 事業者等

2 データ管理方法の一元管理、分散管理のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
一元管理	 仕組みが単純であり、比較的どのような事業者であっても対応しやすい データベース(以下、DB)管理者が状況を把握しやすい・効率的 一元管理での食品表示DBを構築する際に、デジタルツールによる表示をする上でのルール(監視体制、規則等)を盛り込んだシステムを作成することが可能である データの保管場所が決まっているため、1対1対応の問題をクリアすればJANコードでの対応も可能 行政が監視体制を確立しやすい 	 必要なDBの規模等からDBを維持管理するための費用や技術的な能力のある人員の確保を考えると国で管理することは難しい 民間事業者によるDBの管理団体等を新たに構築する必要があり、設置・維持するためのコストを確保する必要がある 一つの場所に情報を保管する形になるため攻撃された場合、ハッキング等による被害が大きい
分散管理	 データの一元管理に必要な管理団体等を新たに構築する必要がないため、既存のDBを活用できる データの一元管理に必要な管理団体等を新たに構築する必要がないため、設置・維持のためのコストを抑えられる 	 事業者ごとにDBを管理する必要があるため、対応できる事業者が限定される 各事業者が作成したデータを作成者以外がチェックできないため、細かい統一ルール(ガイドライン、監視体制等)の策定が必要となる 保管場所の情報が必要となるため、JANコードでは対応できない

2 表示のためのデータは一元管理するか、分散管理するか

一元管理の場合、仕組みが単純であり、どのような事業者であっても対応しやすいといった点で、分散管理に比べ優れた点があるものの、必要なDBの規模等からDBを維持管理するための費用や技術的な能力のある人員の確保を考えると国で管理することは難しい面もあり、各事業者が各々にシステムを使ってデータを管理している中で、管理団体等を新たに構築するのは困難と考えられる。



管理団体等を構築できるのであれば、一元管理の可能性もあるが、現在の各事業者のデータの管理状況を踏まえ、コストを最小限にすることを考えると、既存のDBを活用することができる分散管理とすることが適当ではないか。

3 技術的な課題③ 消費者が表示にアクセスするために 使用するツールはどうするか(実施方法の議論)

3 スマートフォンによる食品表示ヘアクセスするためのツールの種類

小売店等販売者ごとに、専用の読み取り端末を準備することは現実的ではないため、スマートフォンを使用することを前提とする。

	JANJ-ド	二次元コード	電子タグ(ICタグ、無線タグ)
メリット	 既存の商品のほとんどにJANコードが付されている JANコードが読み取れなくなっても、コード番号をキーボードを使って直接入力することができる 	 JANコードの数十倍から数百倍のデータのコード化が可能であり、URL、画像などより多くの情報を記録できる 二次元コードにデータの保管場所情報(URL等)を直接記録することが可能であるため、分散管理であっても対応可能 	 無線を使っての通信、非接触で読み取り可 短時間で大量の読み取りが可能 用途にあわせて、ラベル型やカード型、ボタン型などさまざまな形状に加工可能
デメリット	■データの保管場所の情報が必要となるため、 JANコードでは分散管理に対応できない ■情報量を増やすには、JANコードを横に長くする、もしくは複数のJANコードを並べなくてはならない	■新たに二次元コードを付す必要がある	■スマートフォンでの読み取りは不可■JANコード、二次元コードに比べて、導入コスト、ランニングコストがかかる場合が多い

3 消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするか

- ・小売店等販売者ごとに、専用の読み取り端末を準備することは現実的ではないため、スマートフォンを使用することを前提とする。そのため、スマートフォンを使用するための費用は消費者が負担することが前提となる。
- ・一元管理の場合、保管場所の情報をコードに埋め込む必要がないため、JANコードであっても対応は可能であるが、 分散管理の場合は、保管場所情報をコードに埋め込む必要があるため、JANコードでは対応できず、二次元コード以外では現実的に難しい。



一元管理の場合は、1対1対応の問題をクリアすれば、JANコードでも二次元コードでも対応は可能であるが、分散管理の場合は、現状二次元コード以外の対応は困難。

したがって、現時点では二次元コードで対応するのが現実的である。

- 4 制度実現に向けて考えられる詳細な課題
 - ① 1対1対応の具体的方法
 - ② 保管すべき表示データの範囲
 - ③ 広告などその他の情報との棲み分けルール
 - ④ 監視可能性についてのルール作り

4① 本制度における1対1対応

デジタル表示においても、商品と義務表示事項について 1 対 1 対応を取る必要があるが、コーデックスのガイドラインを踏まえると、期限表示は容器包装に残す必要があるため、デジタルでは期限表示を 1 対 1 対応する必要はないと考えられる。

(参考)コーデックスにおける

食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(抜粋)

- 5. 包装食品のラベル又は表示に必須の情報が、その代わりにテクノロジーの使用により消費者に提供されてよいかを決定する上での考慮事項
- 食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的食品情報は、テクノロジーの使用の みによって提供されるべきではない。
- 個別の実物の商品と紐付いている食品情報(例:ロット番号、日付表示)は、個別の商品とその情報とを紐付けることができなくなるおそれがあるのであれば、テクノロジーの使用のみによって提供されるべきではない。

4① 1対1対応の具体的方法(JANコードの利用実態)

食品製造事業者の多くは、自社商品をJANコードとプライベートコード(自社内において商品を管理するために使用する特定のコード)を組み合わせて管理しており、JANコードのみでの商品の識別ができない状況。

- <JANコード上は同じ商品の扱いとなる(JANコードを変更しない)場合の例>
 - ・キャンペーンのための増量で内容量が変更になる場合
 - ・原料の調達先や調達時期の変更等により、栄養成分表示が変更になる場合
 - ・原料原産地表示のみが変わる場合

等

⇒義務表示の内容が異なる場合でも、JANコード上では同じ商品の扱いとなることがある。

- <JANコードのみで商品の識別をしない理由として考えられること>
- ・そもそも、現在、多くの食品製造事業者はプライベートコードを使用して商品の識別をしている。
- ・小売店舗において、商品の識別にJANコードが使用されている場合、食品製造事業者側で、新たに JANコードを付与すると(例:キャンペーンで増量した商品)別商品扱いとなるため、当該商品の小 売店舗での売上げの集計等が煩雑になる。

4① 1対1対応の具体的方法

二次元コードを読み取った後、義務表示にアクセスする流れとしては、以下の3パターンが考えられる。



容器包装の 二次元コードを 読み込む





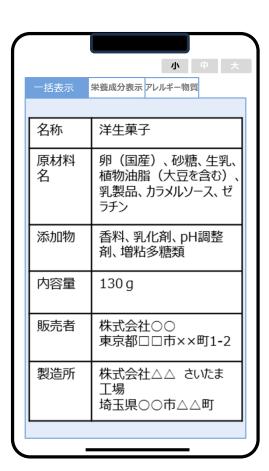
パターン②:

表示された画面から期限表示やLot番号等で当該商品の情報を選択する



パターン③:

表示された画面に期限表示やLot番号等を入力して食品表示の画面に移動



4① 1対1対応の具体的方法

3つのパターンを比べた場合のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
パターン① スマホに食品表示の 画面が直接表示さ れる	● 義務表示の内容を見るための手間が最小限	■ 義務表示の内容が変わる度に二次元コードを作成する必要があり、二次元コードを直接印字できない場合は容器包装を改版する必要がある
パターン② 表示された画面から 期限表示やLot番 号等で当該商品の 情報を選択する	義務表示の内容が変わっても二次元コードを変える 必要がなく、容器包装を改版する必要がない文字入力の必要がない	■義務表示の内容を見るための手間が増え、煩雑となる■表示内容が変わった製品が出来る度に新たに入り口のWebページを変更する必要がある
パターン③ 表示された画面に期 限表示やLot番号 等を入力して食品表 示の画面に移動	義務表示の内容が変わっても二次元コードを変える 必要がなく、容器包装を改版する必要がない表示内容が変わった製品が出来る度に、入り口の Webページを変更する必要がない	■ 義務表示の内容を見るために更に入力の手間がか かる

(参考) コーデックスにおける

食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(抜粋)

- 7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則
- テクノロジーを使用して記載又は提示される食品情報は、消費者がいかなる情報をも提供又は開示する必要なく、容易にアクセスできなければならない。

4① 1対1対応の具体的方法

- ・現状、商品を一意に識別するコードとしてJANコードは利用されていない。
- ・二次元コードを利用して容器包装の表示を代替する場合、二次元コードを読みとった後、消費者の利便性を考えるとスマートフォンの画面等に食品表示情報が直接表示されることが望ましいが、表示内容が変更になる度に新たな二次元コードを付すことになると、容器包装を改版する必要があり、事業者の対応が困難になる。
- ・事業者の対応が困難な制度になると、デジタルツールを活用した表示が浸透せず、消費者もデジタルツールを活用 した表示のメリットを享受できなくなる。



3つのパターンのメリット・デメリットを踏まえて、どのパターンを採用するか、検討すべき

○食品表示基準における加工食品の主な義務表示事項は、以下のとおり。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示
原材料名	使用された原材料を重量順に全て表示
添加物	使用された添加物は重量順に全て表示 ※原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
内容量	内容重量、内容体積、内容数量又は固形量等を表示
消費期限又は賞味期限	食品の特性に応じて消費期限又は賞味期限を表示
保存方法	期限表示の保存条件を具体的に表示
食品関連事業者の氏名 又は名称及び住所	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及 び住所を表示
製造所等の所在地及び 製造者等の名称等※	国内製造品又は国内加工品にあっては製造所又は加工所、輸入品にあっては輸入者について住所(所在地)・氏名(法人の場合は法人名)を表示 ※原則として同一製品を2以上の工場で製造する場合に限り製造所固有記号で代替可
アレルギー表示	小麦、卵等8品目の原材料及び添加物について表示を義務付け。
原産国名	輸入品が表示対象
栄養成分表示	熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示) の5項目を表示
原料原産地名	国内で製造・加工された全ての加工食品が、表示対象
遺伝子組換え	対象加工食品33品目について、遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分 別である対象農産物が含まれる場合はその旨を表示。

○品目によって個別に義務付けされている事項もある。

別表19	一般的加工食品の個別的義務表示事項
------	-------------------

<表示例(プリン)>

	•
名称	洋生菓子
原材料名	卵(国産)、砂糖、生乳、植物油脂(大豆を 含む)、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	80g
賞味期限	2023年12月31日
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
販売者	株式会社○○ 東京都□□市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県○○市△△町

栄養成分表示	1個(80g)当たり
熱量	7 1 kcal
たんぱく質	3 g
脂質	3 g
炭水化物	8 g
食塩相当量	0. 1 g



容器包装の表示では、表示可能面積の制約により、省略や簡略化した表示を可能としている。

消費者へのより詳細な情報提供や、今後の義務表示の検討の方向性を考慮し、保管すべき表示データの範囲に、義務表示以上の詳細な情報を含めるべきか。

なお、本議論はあくまで保管するデータの項目を検討するものであり、保管すべきデータの範囲と必ず情報提供しなければならない情報を一致させるものではない。

○食品表示基準第3条第3項で省略を可能としている主なもの

●保存方法

・常温で保存すること以外にその保存方法に関して留意すべき事項がない

●原材料名

- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30ml以下の場合
- ・原材料が1種類のみの場合

●添加物

・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm以下の場合

●内容量又は固形量及び内容総量

- ・計量法において規定がない商品であって、内容量を外見上容易に識別で きる場合
- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30ml以下の場合

●栄養成分の量及び熱量

- ·容器包装の表示可能面積がおおむね30cm以下の場合
- ・栄養の供給源としての寄与の程度が小さい場合
- ・極めて短い期間で原材料(配合割合)が変更される場合

●製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm以下の場合
- ●遺伝子組換え食品に関する事項
- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm以下の場合

●原料原産地名

- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30㎡以下の場合
- ●原産国名
- 容器包装の表示可能面積がおおむね30m以下の場合

- ○義務表示の項目ごとに簡略規定があるもの
- ●原材料名

<複合原材料の表示>

- ①複合原材料の原材料が3種類以上ある場合で、当該複合原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下で、かつ、 当該割合が5%未満である原材料を「その他」と表示できる
- ②複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合、当該複合原材料の原材料の表示を省略できる
 - (例) 複合原材料として発酵調味料を使用した場合
 - ①の場合(複合原材料中の5%未満の原材料を「その他」と表示)

原材料名・・・、発酵調味料(米、米こうじ、酒、その他)、・・・

②の場合(発酵調味料自体が5%未満である場合)

原材料名・・・、・・・、・・・、発酵調味料、・・・

23

③複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合、当該複合原材料の原材料の表示を省略できる

<原材料の簡略名称>

同種の原材料を複数種類使用する場合や複数の加工食品により構成される場合は、下表のように<u>右欄の簡略名での表示ができる</u> 主な例

食用油脂	植物油、植物脂若しくは植物油脂、動物油、動物脂若しくは 動物油脂又は加工油、加工脂若しくは加工油脂
無類及び魚肉 (特定の種類の魚類を表示していない場合)	魚又は魚肉
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	異性化液糖
香辛料及び香辛料エキス(既存添加物名簿に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のもの)	香辛料又は混合香辛料
弁当に含まれる副食物 (外観からその原材料が明らかなもの)	おかず

○義務表示の項目ごとに簡略規定があるもの(続き)

●添加物

<一括名の表示(別表第7関係)>

- ・複数の添加物の組合せで効果を発揮するものや、食品中にも通常存在する成分と同じと考えられるものは、物質名でなく一括名で表示することができる。
- 一括表示できる主な例

酸味料目的として使用している アジピン酸、クエン酸、グルコン産、コハク酸など	酸味料
乳化剤目的として使用している クエン酸三エチル、グリセリン脂肪酸エステル、ステアロイル乳酸カルシウムなど	乳化剤
膨張剤目的として使用している L-アスコルビン酸、塩化アンモニウム、クエン酸カルシウムなど	膨張剤
香料目的として使用している エステル類、脂肪酸類、フェノール類など	香料

<加工助剤、キャリーオーバー>

- ·加工助剤(最終的に商品に残っていないもの)となるものは表示を要しない
- 【例①】野菜の殺菌に使用され、工場内での水洗いで除去される「次亜塩素酸」
- 【例②】ビールの原料水の水質(硬度)を調整するための「炭酸マグネシウム」
- 【例③】豆乳を煮た際に出る泡を消す「シリコン樹脂」
- ・キャリーオーバー(量が少なく最終製品に効果が発揮されないもの)となるものは表示を要しない 【例】せんべいの味付けに使われたしょうゆの中に含まれる「保存料」

義務表示のデータについては、容器包装の表示の代替とする、しないに関わらず、保管すべきものとして持っている必要があると考えられる。

その際に検討することとして、以下のことが挙げられる。

- ・最低限の義務表示情報に加えて、付加的情報をどこまで保管すべきものとするか
- ・事業者間の取引で使用される規格書等で通常提供されているような情報は、保管すべきものとするか
- ・表記ゆれ(半角全角、ローマ字の大文字小文字など)しないように、入力のルールを詳細に決めておく必要があるか
- ・現在、原材料名欄に、原材料名、添加物、アレルギー、原料原産地、遺伝子組換えなど複数の情報が表示されているが、データとしては、別々に項目を立てて入力する必要があるか
- ・該当するデータがない場合に、どのように入力するか(空欄にするか、「-」をいれるか、欄を削除するかなど) (例:原産国など輸入品にのみ表示が義務付けられているが、国内製造品の場合どうするか)
- ・食品関連事業者の名称について、デジタル上の項目名はどうするか(製造者、販売者、加工者、輸入者など書き分ける必要があるか)

など



- ・本議論はあくまで保管するデータの項目を検討するものであり、保管すべきデータの範囲と必ず情報提供しなければならない情報を一致させるものではない。
- ・制度として保管すべき情報とそれ以外の情報を明確にしておく必要があるのではないか
- ・各事業者がデータを入力するにあたり、統一した入力ルールを定めておく必要があるのではないか

※保健機能食品特有の義務表示事項は今回の保管すべき表示データの範囲に含めないが、今後親懇談会において、 そもそもの保健機能食品の扱いについて議論する必要がある。

義務表示以外に容器包装に表示される情報は様々あるが、デジタル表示した際に、義務表示と同一ページに情報提供してもよいものとしてどのようなものが考えられるか。

(例)

- ・お客様相談窓口・・調理方法(お召し上がり方)・開封後の保存方法
- ・キャンペーン広告・・類似商品の広告・・企業の宣伝・取り組み等

(参考) コーデックスにおける食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン(抜粋)

7. テクノロジーの使用による消費者への食品情報の提供に適用される原則

包装食品のラベル又は表示を介してテクノロジーの使用により消費者がアクセスする食品情報については、その食品情報が義務的に求められるものか任意で提供されるものかに関わらず、次の原則に基づかなければならない。

- 義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上の言及は当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。
- 包装食品のラベル又は表示が、テクノロジーを使用してアクセスされる食品情報へ言及するにあたっては、プラットフォーム上に掲示される情報は十分なものであって、その食品情報が当該包装食品に係るものであると消費者が確認できるような方法で掲示されなければならない。

- ・コーデックスのガイドラインでは、義務表示の内容がデジタルを使用して提供される場合には、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならないとされている。
- ・広告が表示される可能性として、以下のケースが考えられるが、それぞれのケースで、義務表示との棲み分けについての業界ルールを検討する必要があるのではないか。

容器包装の 二次元コードを 読み込み 読み込んだ画面 において



ルールを決めておかないと、 以下のような広告を経て義務表示事項にたどり着くものが出てくると 想定される



表示された画面に バナー広告等が あるパターン

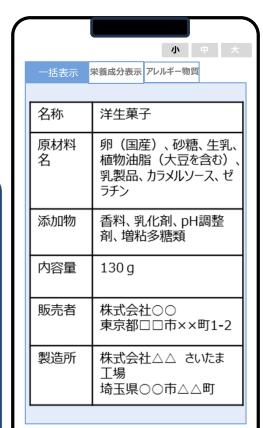
<広告のパターンの例>



ポップアップ広告が 出てくるパターン



先に広告画面が出てくるパターン





また、ルールを決めておかないと、 義務表示事項と同一画面上にバナー等により、広告等が混在する可能性がある

<広告のパターンの例>

義務表示がまとめて表示され、 義務表示の下に 広告バナーがある

小 申 大 栄養成分表示 アレルギー物質 名称 洋牛菓子 卵(国産)、砂糖、牛乳、 原材料 植物油脂(大豆を含む) 乳製品、カラメルソース、ゼ ラチン 香料、乳化剤、pH調整 添加物 **副、**增粘多糖類 内容量 130 a 株式会社〇〇 販売者 東京都□□市××町1-2 製造所 株式会社△△ さいたま 丁場 埼玉県○○市△△町 ポイントプレゼント

義務表示がまとめて表示され、 義務表示の上に 広告バナーがある

小 中 大 栄養成分表示 アレルギー物質 キャンペーン ポイントプレゼント 実施中 名称 洋牛菓子 原材料 卵(国産)、砂糖、生乳、 植物油脂(大豆を含む) 乳製品、カラメルソース、ゼ ラチン 添加物 香料、乳化剤、pH調整 剤、増粘多糖類 内容量 130 a 株式会社〇〇 販売者 東京都□□市××町1-2 株式会社△△ さいたま 製诰所 丁場 埼玉県○○市△△町

義務表示の間に広告が入る



義務表示とは別に広告専用のタブがある



- ・義務表示の代替なので、義務表示が広告と明確に区別されなければならなない
- ・そもそもの議論として、一切の広告を排除するという考え方もあるが、現在の容器包装においても一括 表示欄外には広告の表示がされているものもある
- ・どの範囲までであれば、明確に区別されていると判断するのか



義務表示がまとめて表示され、広告とは明確に区別されていればいいが、どの範囲までを明確に区分されていると認めるかを検討

44 監視可能性についてのルール作り

表示に誤りがあった場合、デジタルツールを活用した表示であれば包材を改版せず、データを修正することで対応が可能であるが、消費者に正しい情報が 届いていることを担保するため、修正の痕跡を残すための対策が必要となり、また、当該データの保存期間等について検討する必要がある。

容器包装に義務 表示を表示した 場合



容器包装に全ての義務表示事項が表示されているため、表示に誤りがあった場合は包材の改版が必要となり、修正に時間やコストがかかるが、包材が証拠となって残る。

デジタルで 義務表示を 代替表示した 場合



義務表示事項の一部をデジタルツールを活用して表示した場合、代替した部分に誤りがあった場合は、データを修正すれば良く、速やかな更新・修正が可能であるが、修正の痕跡を残すための対策が必要。

(参考) データ修正の痕跡の残し方について

一例として、(株)インフォマートの運営するBtoBプラットフォームは、商品規格書のすべての変更履歴が残せるシステムとなっている。いつ、誰が、どの商品の、どの項目の情報を変更したかも明示されるため、データ改変についての責任の所在が明確である。

変更履歴管理





4.4 監視可能性についてのルール作り

<監視を行う上で整理すべき事項>

●表示の根拠となるデータはいつまで保存しておくか

全ての商品に一律の保存期限を設けるか、あるいは、商品ごとに設定するか(例:期限表示を過ぎてから一定期間までなど。)

- ●制度として、全ての修正履歴を残す必要があるが修正履歴をどのようにして残すか。
 - ・ログを見れば修正の有無を確認することができるが、「いつ」「どのような修正」を行ったかについて、専門的な知識が無くても分かるようにしておく必要があるか。

(監視する行政職員がログを見て、修正箇所を速やかに判断できるのか。)

・ログは削除できるため、改ざんされないための方策を検討し、システム側で担保する等といったことが必要ではないか。 (例:データがいつ作成されたのかを記録し、それ以降改ざんされていないことの電子証明を付与するなど。)



義務表示の代替なので、監視の実行性を担保した制度とする必要がある